転出証明書の交付申請書（郵送請求用）

※この申請はすでに転出された方が行うものです。転出する予定の方は郵送請求できません。
また、届出人が転出する方と同一世帯でないときは、委任状が必要です。
詳しくは「香春町役場 税務住民課 戸籍係（32-2555）」におたずねください。

どなたの転出証明が必要ですか

	《申請日》 令和　　年　　月　　日
《新しい住所》	
《新住所の世帯主氏名》	《転出した日》 令和　　年　　月　　日
《いままで（香春町）の住所》 福岡県田川郡香春町大字　　番地	
《いままで（香春町）の世帯主氏名》	

転出した人の氏名	生 年 月 日	性別	世帯主との続柄	マイナンバーカード（有効期限内）
	大・昭・平・令 年　月　日			有　・　無
	大・昭・平・令 年　月　日			有　・　無
	大・昭・平・令 年　月　日			有　・　無
	大・昭・平・令 年　月　日			有　・　無
	大・昭・平・令 年　月　日			有　・　無

届出人について

《住所》
《氏名》
《連絡先》　（平日　８時３０分から１７時１５分　までに連絡のとれる番号） （　　）－

転出証明書の送付先は**必ず新住所地**となります。新住所地を記入し、切手を貼った返信用封筒、届出人の本人確認書類（有効期限内のマイナンバーカード・運転免許証・保険証等）の写しを同封し、「香春町役場 税務住民課 戸籍係」へ請求してください。ただし、マイナンバーカードをお持ちの方は、転出証明書を添付せずに転入の届出ができるため、返信用封筒は不要です。

○マイナンバーカードをお持ちの方へ

有効期限内のマイナンバーカードをお持ちの方は、転出証明書が要らない特例転出・転入の手続きを行うことができます。転出処理後、香春町役場からご連絡いたします。ただし、上記の転出した日が１４日以上遡る場合は、転出証明書が必要なので、返信用封筒を付けてください。
転入手続きの際はマイナンバーカードを持って、上記の転出した日より１４日以内に、新住所地の市町村役場で転入手続きを行ってください。